

# 地域経済活性化とふるさと納税制度

安 田 信之助  
小 山 修 平

## 目 次

- I. はじめに
- II. ふるさと納税とは
  - 1. ふるさと納税の仕組み
  - 2. ふるさと納税創設までの経緯
  - 3. ふるさと納税の現状
- III. ふるさと納税に関する租税原則からの検討
  - 1. 伝統的租税原則
  - 2. 最近の日本の租税原則
  - 3. 地方税の租税原則
  - 4. 租税原則からの検討
- IV. 自治体のふるさと納税への取り組み — 2自治体のアプローチ —
  - 1. 長崎県平戸市の取り組み
  - 2. 埼玉県吉川市の取り組み
  - 3. 長崎県平戸市と埼玉県吉川市のふるさと納税の比較
- V. ふるさと納税に関するアンケート結果の分析
  - 1. 母集団の説明
  - 2. アンケート結果と分析
- VI. おわりに

## I. はじめに

最近ふるさと納税について耳にすることが多い。ふるさと納税は2008年の税制改正によって創設された制度であり、すでに8年が経過しようとしている。設定当初は批判的見解が多く、社会のふるさと納税に対する認知度は低かった。制度の利用者も少なかった。現在は各自自治体もふるさと納税制度の広報に力を注ぎ、今では返礼品の充実に関する競争が過熱しているほどの盛況ぶりである。ちなみに、ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」がまとめた2015年のふるさと納税ランキングによれば、第1位が宮崎県都城市で寄付額が35億2,718万円、静

岡山焼津市が34億9,280万円で第2位、第3位が2014年にトップであった長崎県平戸市で26億7,716万円となっている。以下、4位が山形県天童市で25億8,418万円、5位が長崎県の佐世保市24億8,965万円、6位長野県伊那市23億5,868万円、7位島根県浜田市20億5,636万円、と20億円以上集めた自治体が7自治体に上っている<sup>(1)</sup>。1位の都城市のふるさと納税の用途は①子育て支援(25.9%)、②環境対策(9.3%)、③人口減少対策(5.5%)④高齢者対策(4%)、⑤街作り支援(3%)、⑥災害対策(3.2%)、⑦スポーツ・文化振興(2.8%)で残り45.8%が市長にお任せとなっている。2位の焼津市の用途<sup>(2)</sup>は①焼津市の事業全般に活用(43.6%)、②皆が安心して暮らせるまちづくり(11.7%)、③安全で快適なまちづくり(5.1%)、④津波対策あんしん基金への積立て(8.8%)、⑤豊かな心を育てるまちづくり(8.7%)、⑥活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり(10.5%)、⑦人と自然が調和するまちづくり(9.0%)、⑧市民と行政が共に創るまちづくり(2.8%)となっている。このように地域経済活性化に大きな貢献をしている。創設当初あまり注目されなかったふるさと納税制度がなぜこのように変わったのか、そしてこの盛況ぶりをみれば、当初批判的見解の多かったふるさと納税にも一定の解釈が必要ではないかと考える。

本論文では第II章で、誤解の多いふるさと納税の税制上の仕組みを考察するとともにその創設の経緯について述べる。そして第III章では、ふるさと納税について租税原則の観点から検討する。第IV章では、ふるさと納税に取り組む地方自治体について比較分析する。第V章では、学生がふるさと納税にどのような意識を持っているか、アンケート調査を分析する。第VI章では、最後にまとめとしてふるさと納税を地域経済活性化のためにどう生かすべきかについて提言する。

## II. ふるさと納税とは

### 1. ふるさと納税の仕組み

ふるさと納税とは「納税」という言葉を使っているものの、実は所得税と住民税の寄附金控除のことである。さらにいえば、一見所得控除の形式をとるも、最終的な控除の効果は、寄付額から2,000円を差し引いた金額分の税額控除となる。しかし、納税という言葉が先行しているため、ふるさと納税が実際にどんな仕組みで寄附金控除となるかを正確に知る人は少ないのが現状である。よって本章では、ふるさと納税の基本的な仕組みを確認するとともにこれがどのような経緯で創設されたのか、そして注目度の低かったふるさと納税制度が何故今日のような過熱競争を呈する状況になったのか、その要因について分析する。

#### (1) 基本的な仕組み

先にも述べた通りふるさと納税とは所得税と住民税の寄附金控除(税額控除)のことであり、

「納税」という言葉から連想されるようないわゆる税金の支払いではない。まず、ふるさと納税の寄附金控除までの基本的な流れを確認し、その後に税制の仕組みを確認する。

① ふるさと納税の申し込みから寄附金控除までの流れ

まず、ふるさと納税の申し込みは寄附をしたい自治体へ直接申し込むか、ふるさと納税の総合サイト<sup>(3)</sup>から各自治体へ申し込む方法がある。申し込み方法もインターネット、電話、窓口など様々である。

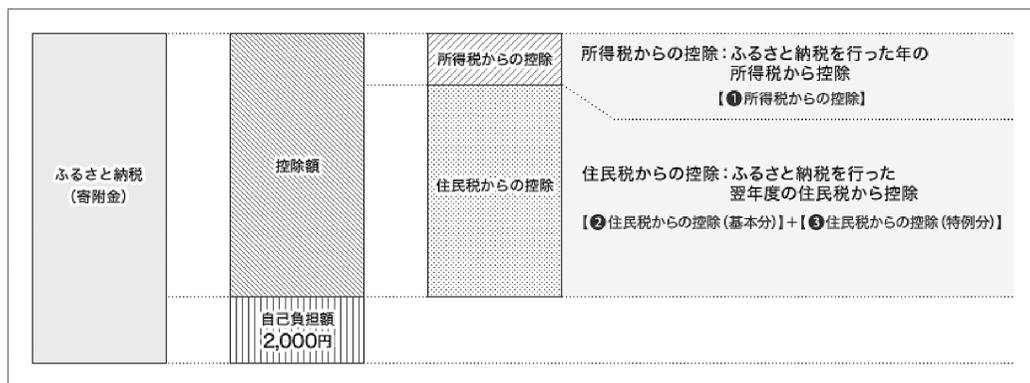
次に自治体への寄附金の支払いについては、自治体へ直接支払う方法やふるさと納税総合サイトを仲介する支払い方法がある<sup>(4)</sup>。

そして、寄附金を自治体に支払った後、寄附した自治体より寄附金受領証明書が届き、これを基にその年の確定申告<sup>(5)</sup>で所得税と住民税の寄附金控除の申告を行うことで所得税と住民税が減額される。ただし、この寄附金控除については上限額がある（これについては後述する）。なお自治体により寄附金受領証明書とともに返礼品が送られることがある。

寄附者の所得税の確定申告により寄附金の情報が国（その管轄の税務署）に伝達され、税務署より寄附者の居住地の自治体にその情報が届き、自治体の住民税計算に反映され翌年の寄附者の住民税が減額される。

② ふるさと納税の寄附金控除の上限額<sup>(6)</sup>

ふるさと納税は自治体に寄附をした場合、寄附金額から2,000円を控除した金額が所得税および住民税の課税所得から差し引かれる寄附金控除額（税額控除額）となるが、控除となる額には上限がある。



出所：総務省 HP  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/mechanism/deduction.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html)

上限額の計算式は次の(i)~(iii)となり、この合計額が上限額となる。

## (i) 所得税の計算

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} \times 102.1\%$ <sup>(7)</sup>

\* 控除の対象となるふるさと納税の額は、総所得金額等の40%を限度とする。

## (ii) 住民税の計算（基本分）

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times \text{住民税率} (10\%)$

\* 控除の対象となるふるさと納税の額は、総所得金額等の30%を限度とする。

## (iii) 住民税の計算（特例分）

寄附金額から(i)と(ii)で控除しきれなかった残額につき次式により全額控除されるが、その金額は住民税所得割額の20%を限度とする。

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税率} \times 102.1\%)$

以上が寄附金控除となる上限額であるが、この上限額の範囲内であればふるさと納税額のうち、2,000円を超える部分について全額が納税者に戻る<sup>(8)</sup>ことになるため、ふるさと納税の返礼品を受け取することを前提とすれば、2,000円の負担で返礼品がもらえることになる。

## (2) 特徴

ふるさと納税の基本的な仕組みを踏まえると次のような特徴があげられる。

まず、寄附先の自治体を特定しないこと及び寄付金控除が受けやすいことから納税者の寄附の意思が寄附先の自治体に直接反映されやすくなるという特徴がある。特に従来の住民税の寄付金控除では寄付額から10万円を控除した金額が所得控除となっていたため、申請者が少なかった。

次に所得に応じた上限額が計算されることから、高所得者ほど寄附金の上限額が高額となり、高所得者に有利な制度であるという特徴がある。

さらに返礼品を配布する自治体が増えてきており、返礼品に地域の特産品などの物品等を配布することが多いため、返礼品も含めてふるさと納税を考えれば、各自治体の特性を反映しやすいということになる。

そして、寄附者は返礼品の分だけ得することになるため、返礼品は地方自治体（法人）からの贈与であると解され、このような経済的利益は一時所得となり、金額によっては所得税及び住民税が課税されることになる<sup>(9)</sup>。

## 2. ふるさと納税創設までの経緯

## (1) ふるさと納税創設の提言

ふるさと納税の構想は2006年10月の西川一誠・福井県知事による「故郷寄附金控除」導入の提案により本格化された。ここで西川（2006）<sup>(10)</sup>は、都市と地方の財政収支のアンバランス、す

なわち「将来を担う子供に未来を託し、地方は多額の行政コストをかけて育てているのに、大都市集中が放置されているわが国ではそのコストを税として回収する前に、大都市圏へ子供たちが流出してしまう」ことを問題とし、その解決策の一つとして「故郷寄付金控除」を提案している。この制度では故郷である自治体へ寄附を行った場合に、これに見合う税額を所得税と住民税から控除する仕組みとしている。

## (2) 総務省ふるさと納税研究会

「故郷寄付金」構想は、地方活性化の手段として政府やマスコミ等世間から多くの支持を得た。そして、2007年5月1日に菅義偉総務大臣（当時）がふるさと納税制度を検討するため、研究会を立ち上げることを発表した。この研究会<sup>(11)</sup>では、ふるさと納税をその概念から検討し、租税理論や税制、財政面からの検討まで行っている。以下、各回の研究内容をみていきたい。

### ① 第1回ふるさと納税研究会<sup>(12)</sup>

第1回ふるさと納税研究会は、2007年6月1日に開催された。ここでは、ふるさと納税研究会の開催趣旨<sup>(13)</sup>を確認するとともに、ふるさと納税についての基本的な考え方について意見交換が行われた。

### ② 第2回ふるさと納税研究会<sup>(14)</sup>

第2回ふるさと納税研究会では、地方公共団体関係者として松沢成文神奈川県知事と東国原英夫宮崎県知事からのヒアリングが行われた。神奈川県は「ふるさと」から上京してきた住民が多い自治体、宮崎県は「ふるさと」を出る住民が多い自治体と考えれば、ふるさと納税が行われた場合、両者の立場は、神奈川県は税収が減少する県の代表、宮崎県は税収が増加する県の代表と考えることができる。

松沢神奈川県知事はふるさと納税に対しその趣旨に理解を示しつつも、以下の点で批判的立場をとっている。

すなわち地方税収の偏在並びに財政力の格差の是正は、本来、地方交付税で調整されるべきであるとしている。公平・中立・簡素を基本とする租税原則に照らしても特に公平と簡素の点で反しており、地方税原則からみても負担分任性や応益性の原則に反している。さらに、今後、消費税から地方消費税への税源移譲により、地方税収の偏在是正の効果も期待できる。

よって、基本的に地方格差の解消は地方交付税の充実で行うべきであり、ふるさと納税は、納税者のふるさと貢献の思いを実現するという趣旨において、寄附金の所得控除制度の充実または所得税の税額控除方式の導入を提案しており、住民税の税額控除で行うべきではないとしている。

これに対し、東国原宮崎県知事は、地方の役割を都市部に人材や食料などを供給するとともに、森林、農地、川、国土、自然、環境など、都市群の住民に公益をもたらすものを守るものとし、

基本的にふるさと納税の構想に賛成している。

両者の意見は、税収の偏在是正というよりは住民のふるさと貢献への思いを反映するものとして行うべきとする点で共通しているのに対し、両者の意見の違いは、両県の住民の意識を反映したものであり興味深い。さらに、松沢知事の意見は、ふるさと納税を租税原則や地方財政の観点から分析している点で意義があるといえる。

### ③ 第3回ふるさと納税研究会<sup>(15)</sup>

第3回ふるさと納税研究会では、研究会委員からのプレゼンテーションが行われるとともにふるさと納税に関する論点整理、「ふるさと」の定義について検討が行われた。

論点整理では、基本的に次のように論点が明確化された。すなわち、「ふるさと」の意義、租税の基本的考え方との関係、税制としての構成、事務執行面の課題、その他の制度設計上の課題、その他関連する論点である。

「ふるさと」の定義については、一般的にふるさとという場合、大きく分けて二つのものがあるとしている。一つは自分の出生地、過去の居住地等のいわゆる故郷を示す場合で、もう一つは先の故郷とは必ずしも合致しないが、貢献・支援したいと思う地域とするものである。委員からは「ふるさと」についてはあまり狭く定義する必要はなく、むしろ納税者が自分で選ぶべきであろうという意見が多かった。

「ふるさと」についての定義は、筆者もあまり限定する必要はないと考える。仮に自分の出身地・かつての居住地であるとする、「ふるさと」へ寄附した場合にその寄附金控除を適用するのに煩雑な調査が必要となり実務的に困難が伴う。さらに、「ふるさと」への思いというのは人それぞれであり、官がそれを限定する必要もない。

### ④ 第4回ふるさと納税研究会<sup>(16)</sup>

第4回ふるさと納税研究会では、前回は行われた論点整理に基づき各論点の検討が行われた。

租税の基本的な考え方との関係では、まず個人住民税には、居住している地方団体から受ける行政サービスに着目して税を課するという「受益と負担の関係」があることを前提に、「ふるさと納税」と個人住民税の受益と負担の関係についてどうとらえるのか、そして、「ふるさと納税」を税としてとらえるか寄附としてとらえるかについて議論が行われた。ここでは、ふるさと納税をその趣旨から税ではなく寄附ととらえることが適当であり、寄附ととらえた場合、「受益と負担の関係」は直接問題とならないとされた。さらに、そもそも受益者負担の原則は住所地主義と結びついており、あまり人が移動しないことを前提とする5、60年前の税制の話であり、受益の意味を課税側の論理ではなく、納税者側で選択することが重要であるという意見もあった。

これについては、名称に納税という言葉があるため、税として把握するという議論が出てくるのかもしれないが、ふるさと納税では課税という趣旨で提唱されたものではなく、寄附金として

扱うのが妥当と考える。さらに、税と考えた場合でも、受益と負担の関係についても、課税側では受けた公共サービスに応じた負担を税で徴収するという論理が成立するが、あくまで課税側の話で、納税者からはその納税先を選択する機会があってもよいのではないかと考える。

次に、ライフサイクルでの受益と負担の関係については、地方で義務教育等の受益を受けた者が都会に出てしまい、地方で納税しないということが問題になっているが、受益との関係では、若者に比べ高齢者の受益は大きく居住地で納税することには一定の意味があり、これはふるさと納税の根拠としては強くないという意見があった。

これについては、居住地での受益との関係で考えれば、その居住地で受益があればそこに納税するのが自然であるが、幼少期の受益に対する負担を「本人」がその地方自治体に払っていないのが問題となろう。幼少期にその親が受益に対する負担をその地方自治体にすでに支払っているという考え方もあるが、負担を「本人」が払うのか「世代間」で払えばよいのかという視点の違いからこのような考え方の違いが生じているのである。ふるさと納税ではあくまで本人を中心に税の負担を考えているため、ライフサイクルでの受益と負担の関係は論拠になると考える。

そして住民間の公平性の問題も議論された。寄附金を税額控除するという制度を作るとすれば租税特別措置となり、そこでの議論は①政策目的の合理性、②措置の有効性、③①②と比較した公平性の侵害の程度、で判断することになる。ふるさと納税は、地方財政や「ふるさと」について、多くの国民の関心を喚起するという目的、及び、そのために寄附金の全部または一部を税額控除するという手段は不合理とは言えないので、そのような目的・手段との関連で公平性を判断すべきとの意見があった。

ふるさと納税を税額控除とした場合、住民間の不公平は不可避の問題である。これについては、政策の意義を重視したうえで不公平との釣り合いをとるべきと考える。

ふるさと納税を税制上、税とするか寄附金とするか、寄附金とするなら所得控除とするか税額控除とするかについても議論された。議事要旨によれば基本的に寄附金として使い、税額控除とする意見が多かった。

ふるさと納税の趣旨からすれば、寄附金として扱うのが適当であるし、寄附金控除であれば、所得控除とすると所得税が累進税率であることから高所得者ほど軽減税額が大きくなるという点から税額控除が適当と考えられる。

#### ⑤ 第5回ふるさと納税研究会<sup>(17)</sup>

第5回ふるさと納税研究会では、第4回に続き各論点の検討が行われた。

都道府県と市区町村の関係については、特に市町村だけを対象とするよりも都道府県も対象とし、寄附者の判断に委ねるのが妥当という意見が多かった。

ふるさと納税を税額控除とする場合、その割合と限度額についても議論された。ここでは、税

額控除につき上限付きの100%とする意見が多かったようである。

これについてはふるさと納税の趣旨が、自分が故郷と思う自治体への貢献をどのようにするかということであるので、税額控除は100%として故郷と思う自治体への貢献をすべて反映するのが自然と考える。さらに、ふるさと納税の額に上限がないと高所得者に有利となり、かつ地方自治体に対するインパクトも大きくなるため、上限額は設けるべきであると考え。

所得税との関係については、総務省として研究会を開催している関係もあってか、住民税だけで完結するべきとの意見もあり、国税としての所得税まで含めるべきであるという意見と様々であった。

これについては、所管省の関係もあるかもしれないが、所得税の寄附金控除で地方自治体への寄附も対象としている以上、税額控除に所得税も関係させるべきと考える。

事務執行面では、確定申告を行わない方法はないかにつき議論された。寄附金控除の性質上、確定申告が前提となる。

#### ⑥ 第6回ふるさと納税研究会<sup>(18)</sup>

第6回ふるさと納税研究会では、議論の方向性が一致している部分を確認するとともに不一致の部分について議論が重ねられた。

税額控除の割合については、100%とする意見とある程度の持ち出しが必要とする案があった。

これについては、先にも述べたがふるさと納税の趣旨から納税者に負担がないほうが良いので、税額控除の割合を100%とするほうが良いと考える。

上限額については、上限額を設けるということについては概ね異論がないようだが、どのくらいにするかについては、現行の所得税制の通り総所得金額等の25%とするなど種々の意見があった。

さらに下限額についても、これをどのくらいとするかについて種々の意見があった。寄附をするなら適用下限額以上は寄附してほしいというメッセージとして設定する意見やふるさと納税の趣旨から下限額をなくしたほうが良いという意見もあった。

住民税と所得税との関係についても、現行の両税の寄附金控除をそのまま使う案、ふるさと納税に関して別の取扱いをする案があった。

さらに、地方交付税との関係でもふるさと納税が現行の寄附金税制と同様、地方交付税に影響を与えないほうが良いとする意見があった。

#### ⑦ 第7回ふるさと納税研究会<sup>(19)</sup>

第7回ふるさと納税研究会では、おおむね議論の方向性が明確となり、報告書の骨子案が提出された。

⑧ 第8回ふるさと納税研究会<sup>(20)</sup>

第8回ふるさと納税研究会では、報告書の骨子案がさらに具体化され、最後まで残った論点である、税額控除の割合、税額控除の上限額、対象とする寄附金額の下限、所得税との関係について議論された。

⑨ 第9回ふるさと納税研究会<sup>(21)</sup>

第9回ふるさと納税研究会では、『ふるさと納税研究会報告書（案）』が提出されその確認が行われた。

⑩ 『ふるさと納税研究会報告』<sup>(22)</sup>

以上の9回にわたる議論を踏まえ、2007年10月『ふるさと納税研究会報告』が公表された。

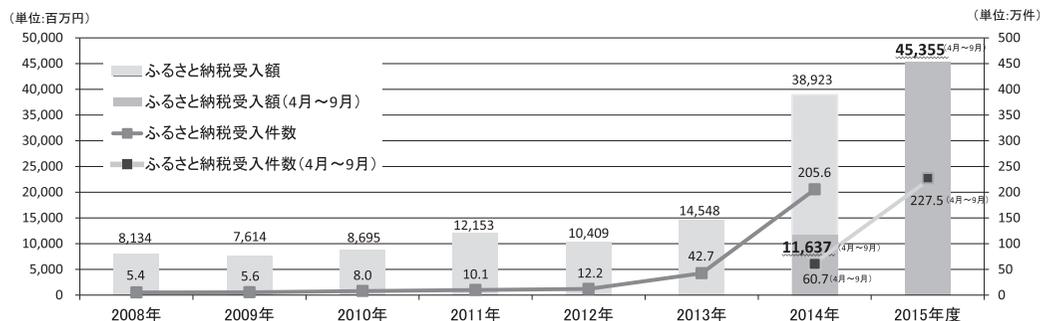
(3) ふるさと納税の創設

ふるさと納税研究会による『ふるさと納税研究会報告書』を踏まえ、税制調査会等の議論を踏まえ、与党により2007年12月、2008年度税制改正大綱が公表され、ふるさと納税が明記された。これを基に国会で審議がなされ、2008年4月よりふるさと納税が施行されることとなった。

3. ふるさと納税の現状

(1) ふるさと納税の創設当初

2008年4月に施行されたふるさと納税制度では、寄附額のうち下限額5千円を超える部分につき所得税と住民税から税額控除されることとなった。しかし、ふるさと納税についての国民へのアナウンス不足、民主党の反対、下限額の高さからか、返礼品をもってしても2010年までその件数は5～8万件前後とあまり多くなかった。



出所：総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（2015年10月23日公表を基に一部編集）

(2) 過熱するふるさと納税

しかし2011年1月より下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、返礼品の存在を考えれ

○ 地方団体別の受入額及び受入件数について受入額の多い団体(20団体)は、下記のとおり。

2015年度(4月～9月)

2014年度

(単位:百万円、件)

団体名		受入額	受入件数	団体名		受入額	受入件数
宮崎県	都城市	1,333	101,792	長崎県	平戸市	1,463	36,067
山形県	天童市	1,222	74,245	佐賀県	玄海町	1,067	49,778
長野県	飯山市	964	43,632	北海道	上士幌町	957	53,783
長崎県	平戸市	944	22,345	宮崎県	綾町	944	62,991
山形県	米沢市	856	16,053	山形県	天童市	781	58,289
島根県	浜田市	796	45,862	島根県	浜田市	727	45,520
静岡県	焼津市	750	35,312	長野県	飯山市	625	39,844
岡山県	備前市	717	8,106	佐賀県	小城市	512	20,456
福岡県	久留米市	641	10,636	宮崎県	都城市	500	28,653
京都府	京丹後市	614	310	鳥取県	米子市	476	40,124
北海道	上士幌町	597	29,917	大阪府	泉佐野市	468	24,274
宮崎県	綾町	582	38,097	鳥取県	境港市	421	37,546
佐賀県	玄海町	515	20,412	長野県	豊丘村	402	16,580
山梨県	甲州市	456	27,725	東京都	府中市	400	39
長野県	安曇野市	400	2,315	神奈川県	藤沢市	399	181
岡山県	総社市	399	23,057	広島県	広島市	380	回答なし
鳥取県	米子市	399	25,916	静岡県	西伊豆町	378	20,521
佐賀県	小城市	399	12,841	宮城県	石巻市	317	17,642
佐賀県	伊万里市	392	22,086	鳥取県	倉吉市	289	16,161
大阪府	泉佐野市	388	16,693	兵庫県	淡路市	288	26,629

出所:総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」(2015年10月23日公表を基に一部編集)

は寄附者にとってかなり有利な仕組みとなった。さらに同年3月11日には東日本大震災が発生し東北から関東にかけて甚大な被害をもたらした。これに対し、被災地支援の一手段としてふるさと納税が注目され活用された。これに伴いふるさと納税の世間における認知度が格段に上がった。ふるさと納税の金額、件数を見ても2011年のそれは群を抜いている。

その後、2012年、2013年、2014年とふるさと納税の金額、件数は増加した。これに伴い、参加自治体の数も増加し、ふるさと納税を取り扱うインターネット・サイトも充実し、一部の自治体では高額な返礼品を贈るなどふるさと納税を巡る各自治体の競争は激化した。中には北海道上士幌町のように住民税の4倍の寄附額を集める自治体も現れた<sup>(23)</sup>。次の総務省公表の2014年の受け入れ額を見ても長崎県平戸市、佐賀県玄海町、2015年の受け入れ額を見ても、宮崎県都城市や山形県天童市のように10億を越すふるさと納税を集めた自治体もある。このような状況に対し総務省は2015年4月に過度の返礼品について各自治体に自粛をうながした<sup>(24)</sup>。

さらに、2015年よりふるさと納税の上限額が2倍となり、ワンストップ特例も利用できるようになった。これにより、ふるさと納税の利用者は急増し、今後各自治体の競争はさらに過熱すると考えられる。ふるさと納税の趣旨を考えれば、これには一定の制限、見直しが必要になってこよう。

### Ⅲ. ふるさと納税に関する租税原則からの検討

租税原則とは、現実の租税体系がどうあるべきかを示す諸原則、すなわち望ましい税制の諸条件であり、その時代の社会・経済・国家の在り方等を反映している。そして租税が強制的な負担を国民に求めるものであることから、その正当性を説明するための租税負担の根拠及びその国民間での負担配分の原則を内容としている。租税原則はアダム・スミスの4原則からワグナーの4原則へ、そしてマズグレイブの6原則へと変遷し、日本の税制改革においてもその流れを受け、3原則へと収斂された。さらに、地方税原則はこれらの諸原則を基礎としながら、国家ではなく地方財政の独自性を反映し、地方税特有の租税原則が生じることとなった。

ふるさと納税については、その過熱競争のみが注目され、その理論的根拠へのアプローチが少ないため、本章では伝統的租税原則から日本の税制改革における3原則への収斂、さらに地方税原則からの理論的検討を行う。

#### 1. 伝統的租税原則

まず伝統的租税原則であるアダム・スミスの4原則、ワグナーの4原則、マズグレイブの6原則への変遷を見ていきたい。

##### (1) アダム・スミスの租税原則

アダム・スミスの租税原則は18世紀末の産業革命前夜のイギリス経済社会を背景とし、租税を含む国家の活動は経済上の非効率をもたらすため最小限とするべきという古典派経済学に基づいている。このような背景のもとアダム・スミスは以下の4つの原則を導いた。

すなわち公平の原則、确实の原則、便宜の原則、最小徴税費の原則である。公平の原則とは、各個人は政府維持のために各人の能力に比例して納税すべきであるという原則である<sup>(25)</sup>。确实の原則とは、各人の納付すべき租税は明確、すなわち税吏の恣意によって左右されてはならないというものである。便宜の原則とは、租税は納税者にとって、最も便宜な時期、方法によって徴収されるべきであるという原則である。最小徴税費の原則とは各人が支払う租税額と実際に国庫に納められる額との差を最小にするべきという原則である。

アダム・スミスの租税原則では、公平の原則において比例所得税を公平な課税として位置付けており、現在では当然の前提である确实性の原則なども当時の税制運営の未熟さがこの原則を生み出したものである。

## (2) ワグナーの租税原則

ワグナーの租税原則は、19世紀末の資本主義発展期をその背景とする。そこでは、資本の集中、労使の対立、貧富の差などが著しく、国家の役割もアダム・スミスの当時のように限定的なものではなく社会的機能を果たす必要があった。このような背景のもと、ワグナーは以下の4つの原則を導いた。

すなわち、財政政策上の原則、国民経済的原則、公正の原則、税務行政上の原則である。財政政策上の原則は充分性の原則と可動性の原則に分かれ、充分性の原則とは租税は国家経費を賄うのに十分な収入がなければならぬという原則である。可動性の原則とは、経費が増加する場合、増徴又は自然増収によって容易に国家収入の不足を埋められるような弾力的な税制でなければならないという原則である。

国民経済的原則とは税源選択の原則と税種選択の原則に分かれ、税源選択の原則とは、租税は国民経済の発展を阻害しないよう、正しく税源<sup>(26)</sup>の選択をするべきという原則である。税種選択の原則とは、租税の転嫁を考慮して、国家が租税を負担させようとするものが、実際にも担税者となるような種類の租税でなければならないとするものである。

公正の原則とは普遍性の原則と公平性の原則に分かれ、普遍性の原則とは、税は普遍的に課されるべきであるという原則であり、公平性の原則とは、税は公平に課されるべきであるという原則である。ここでは所得税を念頭に累進課税であるべきとしている。

税務行政上の原則とは、課税の明確性、課税の便宜性、最小徴税費に分かれ、課税の明確性とは税は恣意的であってはならないとするものである。課税の便宜性とは、納税手続きは便利であるべきという原則である。最小徴税費とは徴税費は最小となるべきであるという原則である。

ワグナーの租税原則は、アダム・スミスのそれと比べ、国家活動の拡大を容認しそのための経費の拡大をも是認している点に特徴がある。さらに、公平性に能力説をとり、累進課税による所得再分配を支持している点に特徴がある。

## (3) マスグレイブの租税原則

マスグレイブの租税原則は、20世紀の資本主義経済を背景としており、そこでは1930年代の大恐慌のような経済停滞もあったが、第二次世界大戦後の1960年代以降の資本主義経済は成熟期を迎えていた。このような背景のもと、マスグレイブは以下の6原則を導いた。

すなわち、公平性、中立性、政策手段、経済の安定と成長、明確性、費用最小の6原則である。公平性とは租税負担の配分は公平であるべきという原則であり、中立性とは租税は経済効率性に対し中立であるべきという原則であり、政策手段とは租税が投資促進のような他の政策目的に利用される場合には公平性を阻害しないようにするべきという原則である。経済の安定と成長とは

租税構造は経済安定と成長のための財政政策を容易に実行できるべきであるという原則である。明確性とは租税は恣意性のないものであるべきという原則である。費用最小は税務当局及び納税者の双方にとって費用が最小とするべきという原則である。

マズグレイブの租税原則は、アダム・スミスやワグナーの租税原則の流れに沿いながらも、1929年の大恐慌の経験で政府の裁量化政策の有効性が認識されたことにより、財政の経済安定化機能の重要性が強調されるようになった点に特徴がある。

## 2. 最近の日本の租税原則

1980年代に入り、先進諸国において税制改革の機運が高まり、特にアメリカにおいて最大の改革といわれるレーガン大統領による税制改革が1986年に実施された。その後も先進主要国に様々な税制改革が行われたが、日本でも1986年に行われた税制改革が有名である。そこでは、公平・中立・簡素という3つの原則のもとに実施された。このことは、現代における租税原則がこれら3つに収斂されたことを意味するが、その反面、各原則の意味と内容は複雑化されることになる。

すなわち、公平の原則では、税の支払能力について水平的公平と垂直的公平の二つの考え方があり、いずれも重要とされている。水平的公平とは等しい税支払い能力のある者は等しい負担をするのが公平という考え方であり、垂直的公平とは異なる能力の者は異なる負担をするのが公平という考え方で、税の累進性と密接な関係がある。

中立の原則とは、先のワグナーやマズグレイブの原則で出てきたように個人や企業が行う経済活動に対して税制が干渉しないことを求める原則である。現代の経済活動は近代のそれに比べより複雑になっているため、この原則の重要性はより高まっているといえる。

簡素の原則とは、租税原則の流れに沿っているものであるが、課税側である税務行政コストが小さくなることを求めるだけでなく、納税者にとっての手間（納税協力コスト）も最小となるべきことを求めるものである。これらの費用が高くなると、税収より徴収コストが大きくなり経済的に租税として成立しえなくなり、また税支払いが疎んじられ脱税が発生するというような弊害が生じる。

## 3. 地方税の租税原則

以上のような租税原則をふまえつつも、地方税には地域の独自性があるため、国税と違い、地方税特有の原則が導かれる<sup>(27)</sup>。一般的には地方税原則として、応益性、負担分任性、普遍性、安定性、伸縮性があげられる。

応益性とは、地方公共サービスからの受益に応じた負担をするべきという原則である。地方税

は所得再分配・経済安定化を主に担う国税と違い、どちらかといえば資源配分を担うものであり、応益性が重視される。負担分任性とは、行政サービスの受益者である住民が全員でそのサービスを分担するべきであるという原則であり、税を会費的な性格としてとらえている。普遍性とは地域間の経済格差があることから税源と税収はなるべく偏りがなく普遍的でなければならないという原則である。安定性とは、経済状況に左右されず安定的な税収がなければならないというものである。伸縮性とは増加する行政需要に対応して税収も増加しなければならないという原則である。

#### 4. 租税原則からの検討

##### (1) 現代の3原則からの検討

ふるさと納税を公平・中立・簡素という3原則に照らしてみると、まず、公平の原則では、一見同じ支払い能力の者がふるさと納税をするかしないかで税負担が変わるため、水平的公平の観点から問題があると思えるが、結局のところ税額控除で2,000円を控除した金額が戻ってくるため、実質的にはそれほど問題はないと思われる。さらに、所得控除ではなく税額控除としている点で、特に累進性を採る所得税において垂直的公平の観点からその弊害が弱くなっているといえる。

中立の原則においては、ふるさと納税は、それをするにより、税額控除が受けられさらに自治体により返礼品の授受もあることを考えると、個人・企業の活動に中立的とはいえず、中立性が成立しているとは考え難い。ただし、住民税全体、地方税の規模から考えればその影響は小さいと考える。

簡素の原則では、所得控除や税額控除を多く認めることで、税金計算が複雑になり税務行政コストや税務協力コストが増加し、簡素性が弱くなるため、税額控除を行うふるさと納税を実施することで同様の弊害が生じることになる。ただし、寄附金控除でもふるさと納税が税額控除であるため、所得控除に比べれば税額控除のほうが税金計算の複雑性は緩和されると考える。

##### (2) 地方税原則からの検討

まず応益性の原則では、ある自治体の行政サービスの受益者が別の自治体にふるさと納税（寄附）するため、本来「ある自治体」に支払うべき住民税が「別の自治体」に移ってしまう。このため、ふるさと納税は応益性の原則を満たさないことになり、ふるさと納税への批判はこれを論拠とすることが多い<sup>(28)</sup>。ただし、「ある自治体の」住民が自分の自治体にふるさと納税した場合には応益性の原則は満たされていると思われる。さらに、先のふるさと納税研究会の意見でもるように、税の移転をライフサイクルで考えれば、納税者個人が過去に受けた公共サービスの対価を支払うと考えれば、ある程度応益性みたすことが可能となろう。

負担分任性の原則も、その自治体のサービスを受けた住民が、他の自治体にふるさと納税をした場合、応益性の原則と同様、住民税という「会費」を他の自治体に支払うことになり負担分任性の原則に反することになる。しかし、これも応益性の原則と同様、自分の自治体にふるさと納税すれば応益性の原則は満たされることになると思われる。さらに、税の移転をライフサイクルでとらえれば、過去の「会費の未払い」を現在支払うことになり、先の応益性原則と同じような結論を導き出せると思われる。

普遍性の原則については、ふるさと納税制度（返礼品の贈呈も含む）を採用する自治体が全国で急増している現在では、都市圏から地方へふるさと納税を行うものが増加すれば税収の格差を多少なりとも解消することになるし、税収の普遍性もある程度満たすことになると思われる。

安定性と伸縮性については、ふるさと納税があくまで他の自治体への寄附であると考えれば、恒久的な寄附とは考えにくく、安定性には欠ける。ただ、ふるさと納税で寄附したときにその用途を指定することができれば、特定の行政サービスの需要に対応した税収（寄附）が確保でき、伸縮性は多少なりともあるといえる。

#### IV. 自治体のふるさと納税への取り組み — 2自治体のアプローチ —

ふるさと納税を行っている地方自治体は全国でかなりの数に上っているが、本論文では2014年に自治体第1位の14億を超える寄附金を集めた長崎県平戸市と2015年12月より本格的にふるさと納税を開始した埼玉県吉川市をモデルとしてふるさと納税への自治体の取り組みを見ていきたい。どちらもふるさと納税制度が開始された当時はほとんど利用者がなかった自治体であるが、その後の取り組みにより大きな違いが生じている。

##### 1. 長崎県平戸市の取り組み<sup>(29)</sup>

###### (1) 長崎県平戸市のふるさと納税創設の経緯

長崎県平戸市は長崎県の北西部に位置する平戸島など大小40の島々から構成された地方自治体である。人口は33,240人であり総面積は235.63 km<sup>2</sup>で<sup>(30)</sup>、周辺は海に囲まれた自然豊かな土地で古くから交易の要衝として発展してきた。産業は海に囲まれているだけに漁業が中心であるのに対し、農業は、河川が総じて短く、平坦地が少ないことから規模拡大がしにくい地形となっている。さらに、ここ数年過疎化が進み、農水産業の後継者不足に悩まされていた。

このような中、平戸市は2008年よりふるさと納税制度を創設したが、思うように寄附は集まらず、返礼品も2万円以上の寄附者に市の広報誌を送付するのみであった<sup>(31)</sup>。

こうした反省から平戸市はふるさと納税について次のような対策をとった。

- ① ふるさと納税の対策を若手に担当させた。
- ② ふるさと納税に永年ポイント制を導入した。
- ③ ふるさと納税のカタログを充実させた。
- ④ 出荷体制を担当する機関を平戸観光協会や平戸市物産振興協議会（商工会議所の下部組織）、地元の産地直送市場等とし、これらの団体の構成員全員との取引を可能とした。
- ⑤ ふるさと納税の総合サイトを利用した。

## (2) 長崎県平戸市のふるさと納税の特徴

以上のような平戸市の対策には次のような特徴を見て取れる。

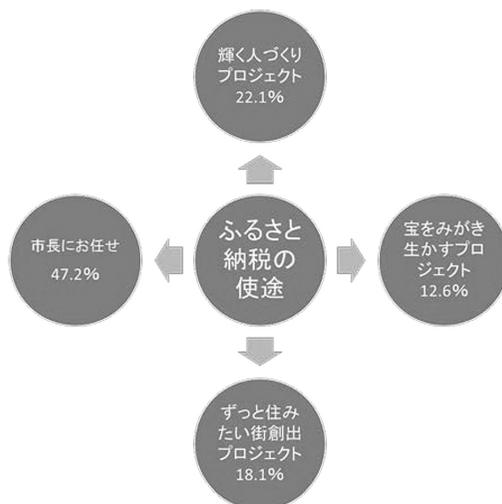
- ① ふるさと納税の対策に若手を担当させることにより、従来にない斬新な発想が生まれ、それが活かされることとなった。
- ② ふるさと納税に当時斬新だった永年ポイント制を採用することで、ポイントの繰り越しが可能となり寄附者との継続的なつながりが生まれた。これにより寄附者は「リピーター」となる。
- ③ 従来からあった地元市場等の贈答品カタログを利用することで、ふるさと納税のカタログの充実を図った。これによりゼロから作るより早く充実したカタログの作成が可能となった。
- ④ 地元産業の団体を利用することで、特定の事業者を優遇することなく公正に多数の返礼品提供業者を公平かつ中立的に選ぶことが可能となった。
- ⑤ 紙のカタログだけでは情報発信に限界があるため、インターネットを利用することでより多くの人たちに情報を提供することができた。

## (3) 長崎県平戸市のふるさと納税の効果

これらの取り組みにより長崎県平戸市のふるさと納税は新鮮な海産物などの充実した返礼品がマスコミにも取り上げられるようになり、寄附金額も年々増加し、2014年には14億を超え全国1位の寄附額となった。2016年は26億7,716万円と2倍近くに増加した。これは市税の税収が約27億円であることを考えても大きな効果があったといえる<sup>(32)</sup>。ちなみに、26億7,716万円の使途は、輝く人づくりプロジェクト（22.1%）、宝をみがき生かすプロジェクト（12.6%）、ずっと住みたい街創出プロジェクト（18.1%）、その他（47.2%）が市長にお任せとなっている。

また、ふるさと納税の返礼品の増加が地元の農林水産業や観光業の活性化につながった。全国から集めた多額の寄附金でより多くの政策を行うことができた。このようにふるさと納税により平戸市という自治体がより魅力的な自治体に変化したといえる。

## 平戸市の 2015 年 26 億 7716 万円のふるさと納税の使途



出所：平戸市財務部企画財政課ふるさと納税推進班

## 2. 埼玉県吉川市の取り組み

### (1) 埼玉県吉川市のふるさと納税創設までの経緯

埼玉県吉川市は埼玉県の南東部に位置し、江戸川と中川に挟まれた比較的平坦な地形であり、東京都心から約 20 km に位置する地方自治体である。人口は 70,974 人、面積は 31.66 km<sup>2</sup> で<sup>(33)</sup>、江戸川と中川という二つの川に挟まれた地形により、稲作を中心とする農業が盛んで、大消費地江戸（東京）へ農産物を運ぶため、古くから水運が盛んであった。さらに、川に接するため川魚文化が栄えた。最近では、東京に隣接することから、東京のベッドタウンとして発展し、団塊ジュニア世代を中心に人口も年々増加している。

吉川市は 2010 年からふるさと納税制度を創設したが、やはり寄附はなかなか集まらなかった。返礼品も 5 千円以上の寄附者に市の広報誌を送付するのみであった。

そこで吉川市は 2015 年に、以下のように本格的にふるさと納税制度を拡充した。

- ① ふるさと納税の窓口を若手担当者にした。
- ② 吉川市商工会等に説明会を開催し、参加企業を募った。
- ③ 返礼品のカタログを作った。
- ④ ふるさと納税の総合サイトを利用した。

### (2) 埼玉県吉川市のふるさと納税の特徴

このような吉川市の対策には以下のような特徴を見て取れる。

- ① ふるさと納税の対策に若手を担当させることにより、やはり従来にはない斬新な発想が生まれやすいといえる。
- ② ふるさと納税の対策を始めたばかりということもあるが、まだ商工会等の組織を巻き込んだ参加企業募集となっておらず、市と参加企業の相対での募集となっている。
- ③ 返礼品のカタログも参加企業がまだ少ないため、十分なものとはいえない。
- ④ これも紙のカタログだけでは情報発信に限界があるため、インターネットを利用することでより多くの人たちに情報を提供することが期待される。

### (3) 埼玉県吉川市のふるさと納税の効果

吉川市は2015年12月にふるさと納税の拡充を開始したばかりではあるが、市の担当者によれば2014年度までは、ふるさと納税の件数は毎年一桁だったのが2015年12月14日現在で59件(10月末時点までは4件のみであった)、金額も200万を超え、かなりの反響があったといえる。参加した企業の間でも地元では当たり前前の産業が、ほかの地域からみると魅力的なものであることに気が付くなど意識の変化が見られている。

## 3. 長崎県平戸市と埼玉県吉川市のふるさと納税の比較

このようにスタート時点ではふるさと納税に対する取り組みが同じような地方自治体であった平戸市と吉川市であるが、すでに平戸市では成功し、吉川市は開始したばかりである。両自治体を比較することにより、ふるさと納税における吉川市の課題を見ていきたい。

### (1) 両自治体の比較

このような両自治体であるが、ふるさと納税に本格的に取り組んだことで、寄付金額が増加している点で共通している。さらに、これによりふるさと納税を取り巻く関係者の意識に変化が生じている点でも共通している。

これに対し、平戸市は面積において吉川市の約7倍あるものの人口は二分の一に過ぎず、典型的な過疎地域といえる。産業も平戸市の漁業に対し、吉川市は農業と対照的である。

ふるさと納税の取り組みについては、平戸市は早期に地元の商工会議所や観光協会、産直市場などの協力を取り付け、多くの企業から多種類の地元こだわりの商品を返礼品にすることができたのに対し、吉川市は最近ふるさと納税の拡充を開始したばかりであり、スタートは遅い。さらに、市が募集の直接の窓口となっており、商工会等で多くの業者に参加・協力を周知できる体制が未整備であり、参加企業もまだ少数である。

## (2) 今後の展望

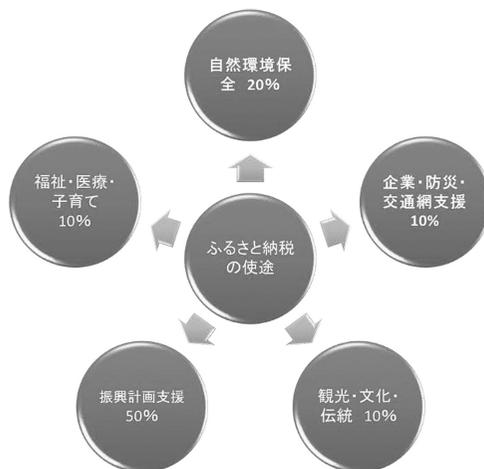
平戸市は寄附金額や地元の意識の改革といった点で、ふるさと納税制度で一定の成功を収めたといえる。これにより、過疎対策などに本格的に取り組むことになる。

これに対し、吉川市はどうか。まずは、地元企業が多く参加している商工会や農協、観光の中心となる観光協会を通じて多くの企業に参加を求め、協力を要請できる体制を早期に整備する必要がある。これにより、参加する企業が増えれば、ふるさと納税の返礼品の種類が増え、中身も充実させることができる。注目度が上がればふるさと納税の寄附者も増加し魅力的な制度にすることができるであろう。なまずやウナギをはじめとする地元の川魚料理などの文化をもっと宣伝し、さらに大学の機関やゼミナール等と連携して画期的なアイデアの提供を受ければ、ふるさと納税のマンネリも回避できる。知名度を上げることによって寄附額もさらに増加するはずである。また、市民に吉川市のふるさと納税制度の魅力積極的に広報することも重要である。市民に周知することにより彼ら自身だけでなく、その関係者も吉川市を応援してくれるはずである。自分の住む地域では当たり前の産業も日本全国からみると魅力があるものも多い。吉川市のふるさと納税への取り組みはまだ始まったばかりであり、地元産業をみても多種多様で十分に潜在力あり、今後の展開が期待される。県内で2015年の10月から12月の3ヶ月だけで1億1,300万円集めた市がある。秩父市である。

ちなみに、埼玉県秩父市の2014年度のふるさと納税額は126万7千円であったが、2015年の10月から12月の3ヶ月で納税額が1億1,300万円に達した。これは前年度の約90倍の金額である。

大幅増加の理由は昨年の10月に返礼品の大幅なりリニューアルを行ったことが寄与したのである。従来からの豚肉の味噌漬けなどのほかに地元企業が製造しているゴルフクラブやデジタルー

秩父市のふるさと納税1億1300万円の使途



出所：秩父市財務部財政課

眼レフカメラや羽毛布団などといった高額品を揃えたことが要因である。これは吉川市にも参考となろう。その結果、ふるさと納税の一件当たりの全国平均は約2万円であるが秩父市は17万6千円と高額になっている。用途については①自然環境保全（20%）、②企業・防災・交通網支援（10%）、③観光・文化・伝統（10%）、④振興計画支援（50%）、⑤福祉・医療・子育て（10%）となっており地域経済の活性化に貢献している。

## V. ふるさと納税に関するアンケート結果の分析

ふるさと納税に関して城西大学経済学部学生257名を対象にアンケート調査を行った。アンケートは九つの質問から構成されており、彼らのふるさと納税に対する意識がどのようなものであるか、そしてアンケート結果からふるさと納税制度の問題点を探った。

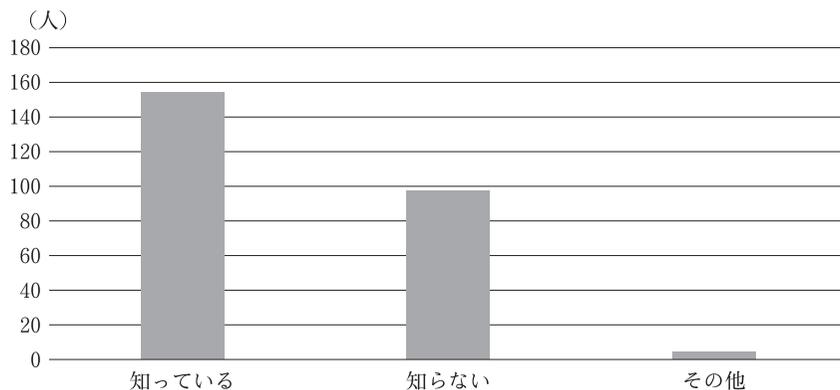
### 1. 母集団の説明

本アンケートでは母集団を城西大学経済学部の学部生257名とした。かれらは現在、アルバイトをするものが多い。その収入は親の扶養から外れることがないように抑えている。税に関する意識はそれなりに高いものがあると考えられる。

### 2. アンケート結果と分析

#### ① 質問1

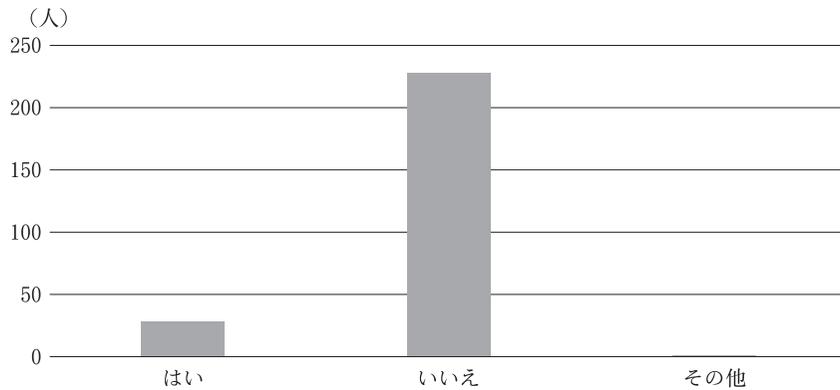
Q1 「ふるさと納税」を知っていますか？



この質問は大学生のふるさと納税についての認知度を調査するために行った。結果は、半分以上の学生がふるさと納税を知っていると回答し、テレビ・新聞等の最近のふるさと納税の過熱競争等の報道をよく聞いているものと考えられ、彼らのふるさと納税への関心の高さを示している。

② 質問2

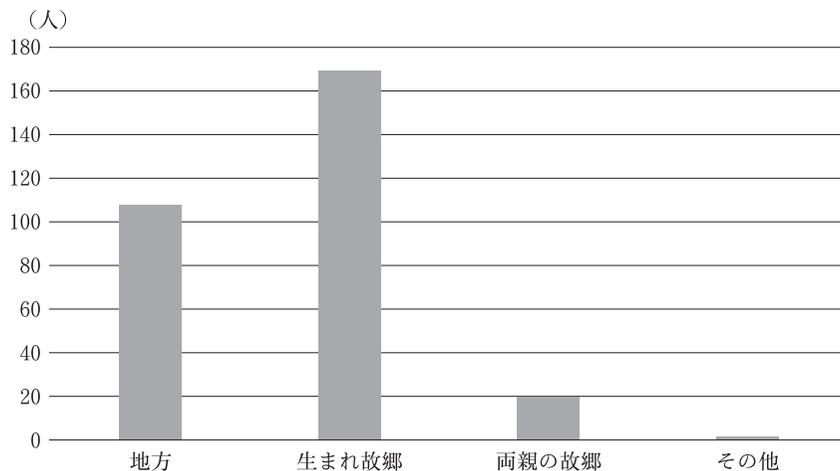
Q2 「ふるさと納税」を自分もしくは周りの人が利用しているのを聞いたことがありますか？



この質問では、関心の高いふるさと納税について、実際に彼らもしくは身近な人がふるさと納税を利用しているかどうか確認するために行った。結果は、彼らもしくは身近な人にふるさと納税の利用者が多くないことが示された。これは先の母集団の説明でもあったが、彼ら自身がふるさと納税を利用するインセンティブが少ないこと、さらには関心が高いふるさと納税ではあるものの、実際の利用者はそれほど多くないという現実を反映している。これにはやはり税制上の煩雑さが関係してくると思われる。すなわち、ふるさと納税した寄附金額が戻ってくるためには、確定申告もしくはワンストップ特例制度を利用しなければならない。これが返礼品等の有利性をもってしてもふるさと納税の利用を躊躇する要因となっていると考えられる。

③ 質問3 (複数回答可)

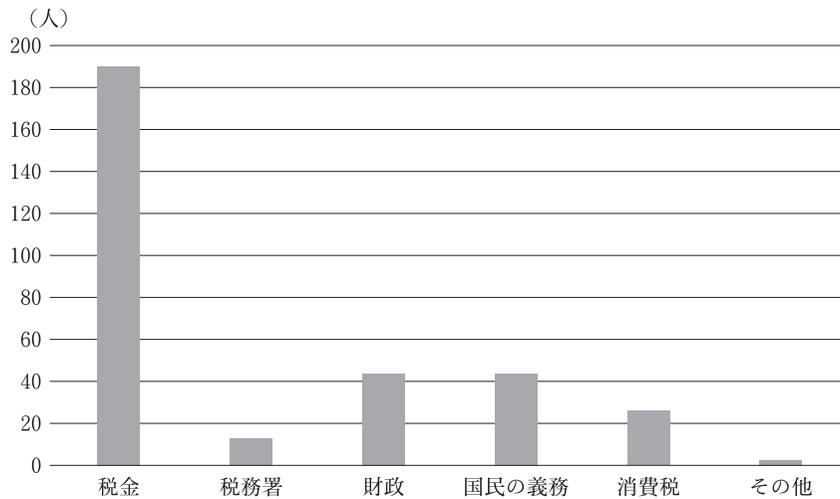
Q3 ふるさと納税の「ふるさと」のイメージは？



この質問ではふるさと納税の趣旨とも関係が深い「ふるさと」という言葉にどんなイメージを持つかについて調査を行った。結果は「ふるさと」という言葉に自分の生まれ故郷を重ねる者がとても多く、さらにもっと広い概念として地方全般を連想する者も多かった。また質問形式を複数回答可としているため両方を回答する者も多かった。この意味ではふるさと納税という名称が、ふるさと納税の趣旨であるふるさとへの応援、貢献と関連しやすいものであるといえるのではないだろうか。

#### ④ 質問4（複数回答可）

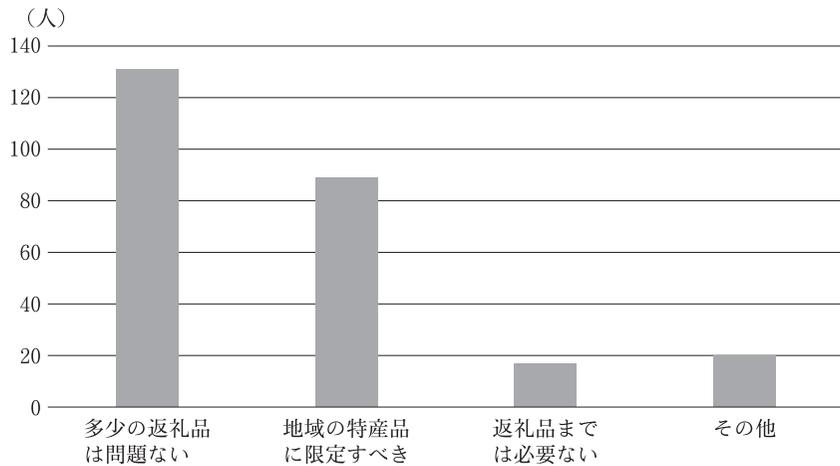
Q4 ふるさと納税の「納税」のイメージは？



この質問はふるさと納税の「納税」という言葉が実は寄付金の控除ではなく税金の支払いであるような誤解を生んでいないかについて調査するために行った。やはり結果は税金の支払いの一種だと連想する者がとても多く、寄附金であると連想するものはその他の回答の一人だけであった。これはふるさと納税の名称が誤解されやすく適切でないことを示している<sup>(34)</sup>。名称については「ふるさと寄付金」のように実情を示すような名称のほうが望ましいと思われる。

## ⑤ 質問5

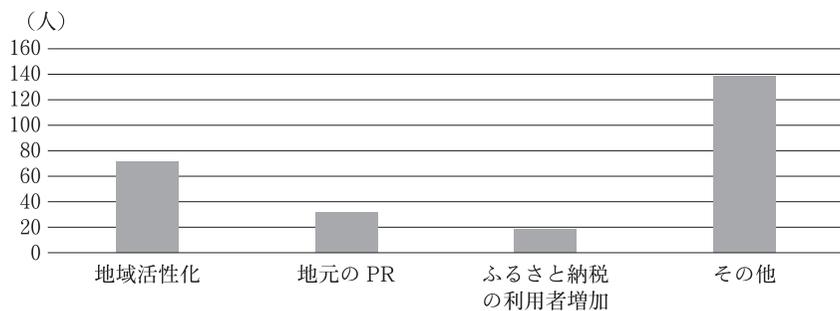
Q5 返礼品をもらえることに対してどう思いますか？



この質問は最近過熱気味といわれる自治体のふるさと納税争奪戦などを踏まえ、地方自治体への寄附金であることに対し、返礼品をもらえることをどう思うかについて尋ねたものである。結果としてはふるさと納税の返礼品を不要とする意見は少数で、やりすぎでなければ返礼品があってもよいとの回答が多かった。寄附金として考えれば、返礼品を期待して寄附を行うことには違和感を覚えるという意見もあるが、寄附の誘因として返礼品を準備することには大きな異論はないようである。

## ⑥ 質問6 (自由回答)

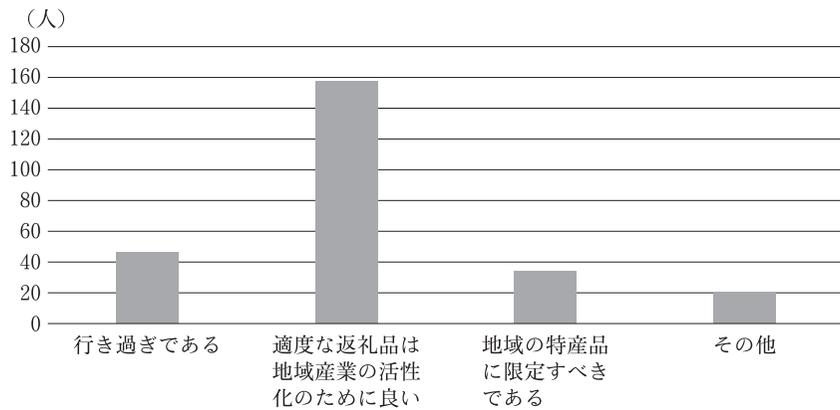
Q6 「ふるさと納税」の効果は？



この質問は、ふるさと納税をすると返礼品を自治体を送ることが多いことを踏まえ、ふるさと納税の効果を問うた。自由回答という形式もあってか、それほどまとまった意見はなかった。しかし、ふるさとという言葉から連想されるためか、地域活性化の効果を指摘する回答者が多かった。やはりふるさと納税の設定意図が多少なりとも伝わっているといえる。

## ⑦ 質問7

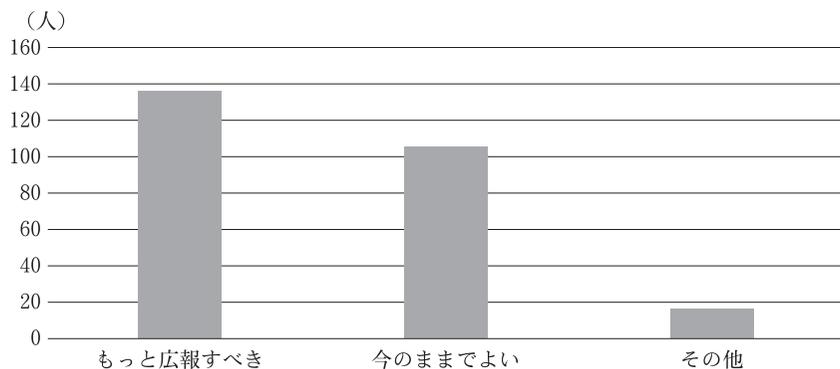
Q7 自治体のふるさと納税争奪戦について



この質問は自治体間の過熱気味ともいえるふるさと納税争奪戦についてどんな印象があるかを問うたものである。ふるさと納税の設定趣旨である地域の活性化が周知されているせい、適度な返礼品なら問題ないとする意見が多かった。反面、行き過ぎであると感じている人もいる。

## ⑧ 質問8

Q8 ふるさと納税をもっと国民に広報すべきですか？



この質問は、マスコミ等の報道で多少ふるさと納税について聞くものの、実際にはふるさと納税の理解度が不足しているのではないかということにつき問うた。結果はもっと広報すべきであるという意見が最も多く、このままでよいという意見を上回った。政府の広報活動やマスコミ等の報道によりある程度ふるさと納税が認知されているものの更なる広報が必要であることを示している。

## ⑨ 質問9



この質問は質問2の結果を踏まえ、ふるさと納税を実際にしてみたいかを尋ねたものである。質問2ではふるさと納税をしたことがあると回答した者は少数だったが、してみたいと考えている学生はかなりの人数に上った。これには、ふるさと納税の趣旨である地方活性化への貢献や返礼品の贈答といった点で多くの学生達に関心を持ち始めたということであろう。この反面、やろうと思わない学生もさらに多くこの点はやはりふるさと納税の意義をもっとさらに理解してもらうための広報活動が必要であろう。さらに、税制上の仕組みをもっと簡潔にすることで利用者は増えるのではないだろうか。

以上のアンケート結果と分析を踏まえると、ふるさと納税について次のことが指摘できる。まず、これだけマスコミ等で報道されることが多くなり、ふるさと納税を行う人も増えてきたがさらに利用者を増やすためには理解不足と煩雑さをなくすことが重要であろう。そして、ふるさと納税という名称の「納税」という言葉がその仕組みの誤解につながっていると思われる。やはりその趣旨を踏まえるのであれば「寄付金」という言葉が適しているのではないか。最初から寄附金ということであれば、税としての議論はなく、もっとすっきりとしていたであろう。

ふるさと納税の趣旨である地方活性化については周知が進んでいると思われる。やはりこれは、ふるさと納税という名称の「ふるさと」という言葉から容易に連想されるからであろう。その意味では制度の設定意図はある程度通じているものと考えられる。

## VI. おわりに

ふるさと納税は、税金として租税原則から考えると、従来の租税原則を直接充たさないことが

多く問題があるかもしれない。これには「納税」という言葉から容易に税金が連想されることから始まるのかもしれない。しかし、最近のふるさと納税の盛況ぶりをみるに、これを支払としての税ではなく、あくまで地方創生の政策手段として、納税者の故郷への思いを尊重した寄附金控除と考えればどうだろう。ふるさと納税は政策として地域の活性化、地域格差の減少、これによる自治体の意識改革等、大きな成果があるものと考えられ、その存在にも一定の意義が見いだせるだろう。

ふるさと納税は地域格差の解消策としての税源移転ではなく、あくまで「ふるさと」への寄附である。これは地方交付税の規模を考えても明白である。これによって、寄附先の地方自治体の文化・産業が活性化されるなどあくまで有意義にふるさと納税制度が活用されることを期待するものである。2016年度からは企業版のふるさと納税<sup>(35)</sup>が導入されることになった。各自治体は返礼品競争だけではなく、子育て支援や少子化・高齢化対策あるいは地域経済の活性化のための魅力的な事業の充実など、用途の明確化や地域創生政策の提案競争でしのぎを削ってもらいたい。そして、企業版ふるさと納税の導入を機会に、ふるさと納税からさらに一歩進んでふるさと投資に繋げる創意工夫が重要となる。

※本論文を執筆に当たり、埼玉県秩父市、宮崎県都城市、静岡県焼津市、長崎県平戸市のふるさと納税担当者及び埼玉県吉川市政策室の方々のご協力をいただいた。記して感謝申し上げます。

#### 《注》

- (1) ふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」まとめ 日本経済新聞 2016年2月10日付 都城市は地元の宮崎牛と焼酎人気で焼津市はうなぎやまぐろなどの海産品が好評を博し、平戸市は新鮮な魚介類や平戸和牛・平戸豚などの返礼品が人気を博した。
- (2) 焼津市の用途の比率は2015年4月1日から2016年2月19日のものである。2015年1月から12月の寄付金の用途については集計ができていないとのことで多少の誤差が生じている。
- (3) 主なインターネット・サイトとして、株式会社トラストバンクの「ふるさとチョイス (<http://www.furusato-tax.jp>)」等がある。
- (4) これも各自治体により異なるが、自治体窓口へ直接支払う方法、金融機関からの振込、クレジットカードによる支払い、ふるさと納税の総合サイトを介した同様の支払いがある。
- (5) 2015年税制改正により、確定申告不要の給与所得者等で2015年4月1日以降、5自治体までの寄附なら「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を申請すれば確定申告不要となった。申請にはふるさと納税先の各自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要がある。  
なおこの制度を申請すると(i)の所得税の計算は行われず、住民税のみの計算となる。
- (6) 2015年以降の上限額である。これ以前は、(ii)の住民税所得割額の上限額が10%であったため、上限額が以前に比べ約2倍に引き上げられている。
- (7)  $102.1\% = 100\% (\text{所得税}) + 2.1\% (\text{復興特別所得税})$
- (8) (i)~(ii)を合計すると、税額控除額は (寄附金額 - 2,000円) × 100%となる。

- (9) 一時所得は総収入からそれを得るために支出した額を差し引き、さらに特別控除額が50万円ある。このため、ほかに収入がなければ50万円までなら税額は生じないことになる。
- (10) 西川一誠「(経済教室) 少子化対策と税源偏在解消『故郷寄附金控除』導入を」『日本経済新聞』2006年10月20日付。
- (11) 構成員は島田晴雄千葉商科大学学長や西川一誠福井県知事をはじめとして、各界の関係者が中心となっている。なお、ふるさと納税研究会の資料の中で、各回の議事録では各委員の意見は明確になっていないため、研究会としての意見として記載することにする。
- (12) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第1回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (13) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第1回)では趣旨につき以下のように記載されている。  
「最近、地方公共団体の長などから、都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕事ができないう、生涯を通じた受益と負担のバランスをとるべきではないかとの意見が、また、都会で生活している納税者からも、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい、自分と関わりの深い地域を応援したいとの意見が寄せられています。  
このような「ふるさと」に対する納税者の貢献等が可能となる税制上の方策の実現に向け、幅広く研究するため、総務大臣のもとに研究会を開催します。」
- (14) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第2回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (15) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第3回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (16) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第4回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (17) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第5回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (18) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第6回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (19) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第7回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (20) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第8回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (21) 総務省ふるさと納税研究会会議資料(第9回)より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (22) 総務省ふるさと納税研究会会議資料より。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/)
- (23) 日本経済新聞 朝刊 2015年7月29日付より。
- (24) 「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(2015年4月1日 総税企第39号 総務大臣通知)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)
- (25) 一般的にアダム・スミスは能力説よりは利益説を支持しているといわれる。
- (26) ここでは、税源を所得としている。
- (27) 日本の地方税制はその基本的な部分が地方税法という国の法律によって定められているために、この地方税の原則はとくに重要である。
- (28) 永瀬利志「地方課税を検討する ― ふるさと納税を中心として ―」『税研』(日本税務研究センター、

141号, 2009年9月) p. 108

森俊樹「個人住民税の寄附金控除制度——「ふるさと寄附金控除制度」と「ふるさと納税」制度についての若干の検討」『税務弘報』(中央経済社, 56巻3号, 2008年3月) p. 108, 109

片山義博『「ふるさと納税」から税と自治の本質を考える』『税経通信』(税務経理協会, 63巻7号, 2008年7月) p. 18, 19

(29) 長崎県平戸市のふるさと納税への取り組みは下記の文献を参考にした。

黒田成彦 (2015) 「平戸市はなぜ、ふるさと納税で日本一になれたのか？」(株式会社 KADOKAWA)

(30) どちらも平戸市 HP より。

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp/city/> (2015年12月1日現在)

(31) 黒田 (2015) p. 49。

(32) 「2014年度 決算に係る主要な施策の成果についての報告書」平戸市。

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp/city/file/temp/4922601.pdf>

(33) どちらも吉川市 HP より。

<http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/1.html> (2015年12月1日現在)

(34) 英語でも a hometown tax payment と訳されることが多く税金との誤解を与えることになるであろう。

(35) 企業版ふるさと納税制度は企業が自治体の総合戦略等に基づき、その意義に賛同し寄付をする制度で、寄付をした企業の法人事業税等が軽減される。

#### 主要参考文献

池宮城秀正編 (2000) 『地域の発展と財政』 八千代出版

牛嶋正 (2000) 『これからの税制 目的税』 東洋経済新報社

片山義博 (2008) 『「ふるさと納税」から税と自治の本質を考える』『税経通信』 税務経理協会, 63巻7号

加藤慶一 (2010) 「ふるさと納税の現状と課題——九州における現地調査を踏まえて——」『レファレンス 2010年2月号』 国立国会図書館調査の予備立法考査局

喜多登 (1976) 『地域と財政』 白桃書房

黒田成彦 (2015) 「平戸市はなぜ、ふるさと納税で日本一になれたのか？」 株式会社 KADOKAWA

佐藤進・高橋誠編 (1989) 『地方財政読本 (第3版)』 東洋経済新報社

佐藤主光 (2011) 『地方税改革の経済学』 日本経済新聞社

菅義偉・青山影久 (2007) 「対談 ふるさと納税は地方分権を促すか」『都市問題』 第98巻第8号

永瀬利志 (2009) 「地方課税を検討する——ふるさと納税を中心として——」『税研』 日本税務研究センター, 141号

西川一誠 (2006) 「(経済教室) 少子化対策と税源偏在解消『故郷寄附金控除』導入を」『日本経済新聞』 10月20日付

橋本徹・山本栄一・林宜嗣・中井英雄著 (1998) 『基本財政学 第3版』 有斐閣

平川英子 (2015) 「ふるさと納税の目的と効果, 限界」『税研』 日本税務研究センター, 183号

丸山高満 (1983) 『地方税の一般理論』 ぎょうせい

森俊樹 (2008) 「個人住民税の寄附金控除制度——「ふるさと寄附金控除制度」と「ふるさと納税」制度についての若干の検討」『税務弘報』 中央経済社, 56巻3号

安田信之助編著 (2014) 『地域発展の経済政策』 創成社

安田信之助編著 (2015) 『日本経済の再生と国家戦略特区』 創成社

日本経済新聞 (2015) 「税金考」7月29日付

総務省ふるさと納税研究会会議資料 (第1回～第9回, 2007年)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/furusato\\_tax/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/) (2016年1月11日付)

総務省ふるさと納税ポータルサイト HP

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)  
(2016年1月11日付)

「地方税法, 同法施行令, 同法施行規則の改正等について」(2015年4月1日 総税企第39号 総務大臣通知)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)  
(2016年1月11日付)

## Regional Economy Activation and the Hometown Tax Payment System

Shinnosuke YASUDA and Shuhei KOYAMA

### **Abstract**

The Hometown Tax payment system was established eight years ago under the 2008 tax reforms. Few paid attention to the system then; knowledge of its enactment and understanding of its concept were minimal. Local government bodies have recently started actively promoting the Hometown Tax payment system, and the amount of taxes paid has surged along with the amount of thank-you gifts. For example, among the local government bodies that received large amounts of Hometown Tax payments in 2015, seven of them received more than 2,000 million yen. The largest tax amount received — 3,527.18 million yen — was at Miyakonojo City, Miyazaki Prefecture. This article examines the structure of the Hometown Tax payment system and the process of its establishment and compares how two local government bodies are handling Hometown Tax payments while considering this system from the standpoint of general taxation principles. We also analyze students' awareness of these tax payments and, lastly, comment on how the Hometown tax payment system should be used to reinvigorate local economies.